

平成20年度 薬事検査について

平成20年度は健康福祉局医療安全課等の依頼により、薬局製剤*、いわゆる健康食品及び健康被害事例の原因究明等について検査を実施しました。

1 医薬品検査

本年度は医療安全課の試買により、横浜市内の薬局で製造販売されている薬局製剤「感冒剤13号A」3検体について、重量偏差試験並びにアセトアミノフェン、エテンザミド、マレイン酸クロルフェニラミン、dl-塩酸メチルエフェドリン、カフェイン、リン酸ジヒドロコデインの確認試験及び規格試験を行いました。その結果、いずれの試験についても適合しました。

2 いわゆる健康食品等の検査

本年度は、医療安全課の試買により「ダイエット」、「痩身」等を標榜し、肝機能障害等が問題となる「いわゆる健康食品」15検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類及び甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、試買により強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」12検体について、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィル、メチルテストステロン及びヨヒンビンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

3 健康被害に係わる検査

医療安全課の依頼により、医療機関から寄せられた健康被害4事例5検体の原因究明検査を行いました。その結果、中国製強精・強壮用健康食品による低血糖症状を示した2事例のうち、1事例1検体からシルデナフィルとグリベンクラミドを検出しました。もう一方の事例からは、シルデナフィルのみが2検体から検出されました。

これら有症事例のうち検出成分と健康被害症状の因果関係が明らかになった事例については、医療安全課で記者発表し、市民への注意喚起を行いました。

また、厚生労働省へ連絡し、厚生労働省ホームページにも掲載されました。なお詳細は、当所の薬事情報ホームページ(http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/yakuzi_inf)を参照して下さい。

* 薬局製剤とは

薬事法第22条薬局における製造販売の特例において、薬局開設者が当該薬局における設備及び器具を持って製造することができる医薬品のことで、現在は約400品目あります。

【 薬事担当 】